

裁判員制度に関するQ&A

Q 1：裁判員制度は、なぜ導入されるのですか？

A 1：国民の皆さんが裁判に参加することによって、法律の専門家でない人たちの感覚が、裁判の内容に反映されることになります。その結果、裁判が身近になり、国民の皆さんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。

Q 2：候補者名簿に記載されたら、必ず裁判所に行くことになるのですか？

A 2：候補者名簿に記載されても、くじで選ばれなかった場合は呼び出しされません。また、候補者名簿は1年ごとに作成されますので、1年間が経過すれば裁判員候補者ではなくなります。ただし、翌年以降の候補者名簿に再び記載される可能性はあります。しかし、過去5年以内に裁判員になった方や過去1年以内に候補者として裁判所に行った方は、裁判員になることを辞退することができます。

Q 3：どのような事件を扱うのでしょうか？

A 3：裁判員裁判の対象事件は、一定の重大な犯罪であり、具体例は次のとおりです。

- ①人を殺した場合(殺人)、 ②強盗が人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合(強盗致死傷)
- ③人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合(傷害致死)
- ④ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合(危険運転致死)
- ⑤人が住んでる家に放火した場合(現住建造物放火)、 ⑥身代金を取る目的で、人を誘拐した場合(身代金目的誘拐)
- ⑦子供に食事を与えず、放置して死亡させた場合(保護責任者遺棄致死)

Q 4：裁判員を辞退することはできないのですか？

A 4：原則として辞退することはできません。ただし、次のような辞退事由がある場合、辞退することができます。

- ①70歳以上の方、 ②学生または生徒、 ③重い病気やけがをしている方、 ④親族・同居人の養育・介護をしている方
- ⑤親族の結婚式・葬式等への用務がある方、 ⑥親族・同居人の通院等の付き添いをする方(出産に立会う方を含む)
- ⑦妊娠中または出産日から8週間を経過していない方、 ⑧とても重要な仕事があり、自分で処理しないと著しい損害が生じる方

Q 5：裁判員は法律のことを知らなくても大丈夫ですか？

A 5：特に法律知識は必要ありません。法律知識が必要な場合は、裁判官から分かりやすく説明がありますので心配ありません。

Q 6：トラブルに巻き込まれたりしないですか？

A 6：裁判員は法律で保護されていますので心配ありません。裁判員の個人情報には公にされませんし、裁判員に頼み事をしたり、裁判員や家族を脅した者には刑罰が科せられることになっています。なお、裁判員や家族に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の参加が非常に難しい事件については、裁判員は加わず裁判官のみで裁判を行います。

Q 7：裁判員は何日ぐらい裁判に参加するのですか？

A 7：多くの裁判は連日で3日以内に終わると見込まれています。また、1日の裁判にかかる時間は、5時間～6時間程度となります。

Q 8：裁判員になる可能性はどれくらいですか？

A 8：裁判員候補者名簿に記載される方は約320人に1人、実際に裁判員として裁判に参加する方は約3,000人に1人程度となります。(水戸地方裁判所で扱う事件を100件とした場合)

※裁判員制度の開始に伴い個人情報等を聞き出そうとする悪質事例の発生が予想されますので、裁判員制度に関する不審な電話やメール、郵便物等が送られてきた場合には、最寄りの裁判所、検察庁にご連絡ください。

※裁判員制度をわかりやすく説明した映画「審理」(主演：酒井法子)のDVDを市役所総務課で無料貸し出ししていますので、どうぞご覧ください。

行政協力員研修会で 裁判員制度の講演会

10月12日、谷和原公民館において、市と区長会の共催による行政協力員研修会が開催されました。

当日は、水戸地方検察庁職員を講師に迎え、来年5月からスタートする「裁判員制度」についての講演が行われました。



裁判員制度の詳細については、裁判員制度ウェブサイト(<http://www.saihan.courts.go.jp/>)でも紹介しております。ご覧ください。

問・水戸地方裁判所総務課

☎ 029・224・8408

・伊奈庁舎総務課 ☎ 58・2111
(内線1215)